様式第１１号（第７条関係）

移送不承認決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

舟橋村長　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました移送について、次の理由により不承認と決定しましたので通知します。

【理　由】

※この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）